

中小企業・小規模事業者のデータ利活用に関する検討委員会（第2回）
議事要旨

開催日時 平成30年12月14日（金） 10:00～12:00

場所 経済産業省本館2階 西3会議室

参加者一覧

【座長】

村本 孜 成城大学 名誉教授

【委員】

板倉 陽一郎 ひかり総合法律事務所 弁護士
坂下 哲也 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 常務理事
庄司 昌彦 国際大学 主幹研究員 准教授
新名 孝至 株式会社 ジェイ・ウィル・パートナーズ 取締役 パートナー
中川 健治 株式会社 ECO 経営企画室 代表取締役

【オブザーバー】

池田 直樹 日本税理士会連合会 情報システム委員会 副委員長
市川 晶久 日本商工会議所 中小企業振興部 主席調査役
大谷 武士 全国中小企業団体中央会 総務企画部 部長代理
起田 義紀 全国商工会連合会 組織運営部 情報課 課長
酒井 宏暢 日本公認会計士協会 常務理事
鈴木 久雄 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 企画部 企画部長
塚田 達仁 一般社団法人 CRD 協会 営業部 企画役
戸梶 英樹 一般社団法人 全国信用保証協会連合会 業務企画部 副部長
中田 直之 株式会社 商工組合中央金庫 業務企画部 次長
古田 泰幹 株式会社 日本政策金融公庫 国民生活事業本部 事業企画部 副部長
武藤 勝美 株式会社 日本政策金融公庫 中小企業事業本部 事業企画部 副部長

【経済産業省】

中野 真吾 経済産業政策局 産業資金課 総括補佐
中野 美夏 商務情報政策局 情報プロジェクト室 室長
平本 健二 商務情報政策局 情報プロジェクト室 CIO 補佐官
満塩 尚史 商務情報政策局 情報プロジェクト室 CIO 補佐官

【中小企業庁】

前田 泰宏 次長
茂木 正 長官官房総務課 総務課長
(併) 中小企業庁デジタル・トランスフォーメーション室
西谷 香織 長官官房デジタル・トランスフォーメーション室 企画調整官
林 大輔 長官官房デジタル・トランスフォーメーション室
宮田 豪 長官官房総務課 総務課 課長補佐
(併) 中小企業庁デジタル・トランスフォーメーション室

【事務局】

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

議事要旨

① 中小企業事業者データの検討結果について

- ・事業者を識別するための法人番号について、法人番号を持たない個人事業主はマイナンバーを利用することになっているが、マイナンバー法により利用範囲が厳しく制限されてしまう。今後は個人事業主が対外的に出せる法人番号のような識別子の導入を政府全体で検討すべき。
- ・個人事業主の情報は、マイナンバーのみならず住所等も個人情報に該当するため留意が必要。
- ・中小企業事業者データの全データ項目を同時に共有開始することは実現性が低いため、例えば一部のデータ項目を関係機関の間で共有開始する等、スモールスタートしたうえで取り扱いデータ項目の段階的な拡大を検討すべき。
- ・中小企業支援プラットフォームにおいては、情報の信頼性担保の方法が検討課題となる。
- ・中小企業事業者データのデータ項目は、本委員会提示の事務局案で今後検討を進めていく【決定】。

② 情報共有ルールのあり方の論点について

- ・事業者や支援機関等から情報を取得する場合、その情報の二次利用については、情報提供元からの同意取得、情報利用の制約条件となる法律、の2点が主要な論点である。
- ・中企庁（または行政機関）が中小企業支援プラットフォームの管理者となる場合、行政機関個人情報保護法を順守する必要がある。情報開示請求への対応も検討すべき。
- ・中小企業支援プラットフォームにおける情報管理主体やコスト負担の主体の全体像、及び具体的な利活用シーンを踏まえ、論点を整理すべき。

③ 中小企業支援プラットフォームの利活用シーンについて

- ・ワンスオンリーやリコメンデーションについては、事業者による行政サービス利用時の利便性向上に資するため、事業者へのメリットが明確である。他方で、データ分析/EBPMについては事業者のメリットとして理解を得るのは難しい。従って、ワンスオンリーとリコメンデーションから検討を開始し、その後、可能な範囲でEBPMへの利活用を想定すべき。
- ・今後、より精緻に支援事業の効果検証をするために、支援事業の非採択事業者との比較を行うべき。中小企業支援プラットフォームにおいては、支援事業の採択事業者と非採択事業者の両方のデータを蓄積することが肝要。
- ・すべての中小企業の情報を一元的に取扱うことは難しいと考えられるため、まずは支援事業を多く申請している事業者など、積極的な利用が見込める事業者向けにサービスを設計すべき。

④ 中小企業支援プラットフォームの運営コストについて

- ・利用者からその利用メリットに見合う利用料を徴収し、それを運営費に充てることは一案。
- ・中小企業支援プラットフォームを運営するために外郭団体を設立し、その運営費が高コストとなり、さらに情報共有の範囲が組織内に閉じないよう、シンプルな運営構造にするべき。
- ・本事業において想定している利活用シーンは中企庁の本業であると考えられるところ、中小企業支援プラットフォームの運営コストはまずは中企庁が負担すべき。

⑤ 本事業において参考とすべき海外事例について

- ・将来的な海外との情報共有を見据えて、海外動向（データ定義、拡張性や更新性に関する国際標準など）も意識して検討すべき。

以上